

船橋市立医療センター連携医検索機能・広告付電子案内板並びに病院広報用モニター等設置運用事業公募要領

1. 事業概要

船橋市立医療センターの地域医療連携の推進並びに来院者へのサービス向上を図るため、連携医検索機能・広告付電子案内板並びに病院広報用モニター等（５（２）③の広告付その他の掲示板も含む。）（以下、「連携医電子案内板等」という。）を企画・製作し、船橋市立医療センターが有償で貸し付ける場所にこれを設置して、その管理運営等を行う事業者を公募により募集する。

2. 事業内容

- (1) 事業者は、連携医電子案内板等を企画・製作し、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定により船橋市立医療センターが有償で貸し付ける場所を借用して、これを設置する。
- (2) 事業者は、連携医電子案内板等（病院広報用モニターを除く。）を広告媒体として運用し、広告を募集・掲載する。
- (3) 事業者は、船橋市立医療センターが病院広報用モニターを活用し、船橋市立医療センターの広報を行うための補助をする。

3. 設置場所

船橋市金杉1丁目21番1号

船橋市立医療センターB館1階ロビー内（別紙参照）

4. 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

ただし、業務の開始は令和2年4月1日からとする。

5. 連携医電子案内板等の仕様等

(1) 筐体本体

- ①筐体の大きさは、H2,200mm×W3,300mm×D200mm以内とすること。
- ②電照タイプ、液晶モニター、タッチパネルのいずれかの方法により表示すること。
- ③連携医検索機能・広告付電子案内板、病院広報用モニターは、それぞれ55インチ以上のモニターとすること。
- ④バックライトを使用する場合、LEDもしくは同程度に省エネに配慮したものを使用すること。
- ⑤本体枠の角が鋭利にならないよう、加工すること。
- ⑥病院施設に負担の少ない方法で、地震等の際の落下や転倒に対する防止策を講じること。

(2) 掲示内容等

①連携医検索機能・広告付電子案内板

- 1) 地区別及び診療科別に、船橋市立医療センター連携登録医療機関を検索できるようにすること。
- 2) 検索のための操作部は、車いす利用者等も想定し、適切な高さに設定すること。

②病院広報用モニター

職員が容易に表示・内容変更等できるようにすること。

③広告付その他の掲示板

- 1) 連携医検索機能・広告付電子案内板並びに病院広報用モニター以外に、広告付その他の掲示板として、広告枠を設けた地図（避難所マップなどの公的な目的を持つもの）または院内案内表示等を設けることを妨げない。
- 2) 広告付その他の掲示板は、筐体本体の一部として製作し、全体として（1）①の大きさを超過しないこと。
- 3) 広告付その他の掲示板は、連携医検索機能・広告付電子案内板並びに病院広報用モニターそれぞれの部分と重複しない方形状の範囲とし、広告枠はその範囲の30%以内に収めること。
- 4) 広告付その他の掲示板の掲示内容（広告枠部分を除く）については、年1回見直しを行い、必要に応じて更新するとともに、現状と相当の乖離がある場合、随時の更新を行うこと。

④その他

- 1) 掲示内容（病院広報用モニター用掲示物を除く）は、事前に十分協議した上で決定するものとし、船橋市立医療センターの要望を反映できるように体制を整えておくこと。
- 2) 掲示内容にあっては、色覚障害者に配慮した配色等、バリアフリーデザインを心がけること。

6. 設置工事等

- (1) 事業者は、連携医電子案内板等の設置・撤去（必要に応じ施設部門への工事も含む。以下同じ。）にあたっては、船橋市立医療センターと協議の上、指定された日時に行うこと。
- (2) 事業者は、筐体本体の設置を令和2年3月31日までに完了させること。
- (3) 連携医電子案内板等の設置・撤去、修繕及び電気料など、設置運営に係る経費の一切は事業者が負担すること。
- (4) 事業者は、契約期間の満了又は取り消し等により連携医電子案内板等を撤去するときは、速やかに原状回復をすること。また、原状回復に係る経費の一切は、事業者が負担すること。

7. 広告掲載

- (1) 広告主の募集及び広告の製作は、事業者が行うこと。
- (2) 事業者は、広告主及び広告の内容について、「船橋市立医療センター広告掲載に関する要綱」「船橋市立医療センター広告掲載基準」及び「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）」等の関係法令の規定を遵守するとともに、船橋市立医療センターの審査を受け、承認を得なければならない。なお、この場合において、事業者は必要な資料等を船橋市立医療センターの指定する日までに提出しなければならない。
- (3) 事業者は、広告主及び広告内容について、船橋市立医療センターの審査・承認を受けていない広告は掲載できない。
- (4) 船橋市立医療センターが適正でないと認めるときは、掲載前、掲載中にかかわらず、いつでも事業者に対し、広告主の変更及び広告内容の修正を指示することができるものとし、事業者はその指示に従わなければならない。
- (5) 審査の結果及び修正の指示等によって生じた経費の一切は事業者の負担とする。
- (6) 事業者が広告を掲載するにあたっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、原則として民間事業者等の広告欄であることを注記すること。また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関する事、その他必要な事項についても注記すること。

8. 運用等

(1) 掲示時間

船橋市立医療センター外来開院日の午前8時00分から午後6時00分までとする。

なお、外来開院日は平日（国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く、月曜日から金曜日）とする。

(2) 掲示の停止等

①船橋市立医療センターは、災害等緊急時において掲示を停止することができる。

②一時停止によって生じた経費の一切は、事業者の負担とすること。

(3) 事業計画書の提出

事業者は、本事業の実施に際し、連携医電子案内板等の仕様、施工管理方法、掲載する広告等、運用及び広告の内容に関する事項についてあらかじめ船橋市立医療センターと協議の上、その承認を受けた後、当該事項を記した事業計画書を提出しなければならない。

9. 維持管理

(1) 連携医電子案内板等の維持管理は、事業者の責任において行うこと。

(2) タイマー等の設置により、8（1）以外の時間は電源が切れるようにすること。

(3) 事業者は、連携医電子案内板等の維持管理、設置、撤去、清掃及び広告等の変更の作業等を行う場合は、事前に船橋市立医療センターと日程調整し、来院者及び病院運営に影響のない時間帯に行うこと。

(4) 事業者は、連携医電子案内板等に船橋市立医療センターの責に帰さない毀損、汚損、紛失等が発生した場合は、速やかに復旧等の適切な措置を行うこと。また、その経費は、事業者が負担すること。

(5) 事業者は、常に節電に取り組むものとし、船橋市立医療センターから電力供給不足による節電の要請があった場合は、掲載時間の短縮等の節電対策に協力すること。なお、節電対策による貸付料の返還はしない。

10. その他

(1) 船橋市立医療センターは、連携医電子案内板等の掲載期間中に事業者の責めに帰する理由に基づき、その使用に不適当な事情が生じた場合には、掲載を中止することができる。その場合、中止によって生じた経費の一切は、事業者の負担とする。

(2) 事業者は、連携医電子案内板等の製作に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負う。

(3) 事業実施期間中、船橋市立医療センターB館1階ロビーのレイアウト変更により、連携医電子案内板等を移動する必要がある場合は、船橋市立医療センターが指定する場所に移動すること。なお、連携医電子案内板等の移動による経費の負担は協議の上決定する。

(4) その他事業の実施に際して疑義が生じた場合は、そのつど船橋市立医療センターと事業者が協議の上対応を決定する。

(5) 船橋市立医療センターが公共用若しくは公共用に供するため契約を解除する場合は、既納の貸付料のうち、未経過期間分を日割り計算により返還する。なお、事業者が契約条件に違反するなど事業

者の責に帰すべき理由による契約解除や事業者の自己都合による契約解除の場合は、既納の貸付料は返還しない。

(6) 事業者が契約期間中に自己都合により契約を解除する場合には、既納の貸付料は返還しない。

11. 貸付料等

(1) 貸付料

- ① 貸付料の年額は、入札金額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。
- ② 契約期間中に消費税率の改定があった場合は、改定後の消費税率(毎年度4月1日の消費税率)により算定した額とする。ただし、法令等に別の定めがある場合はこれに従うものとする。
- ③ 貸付料は、年度毎に船橋市立医療センターが発行する納入通知書により船橋市立医療センターが指定する期日までに各年度分を一括前納すること。
- ④ 一年未満の期間について貸付料を算出する場合は月割とする。ただし1月未満の日数があるときは1月とする。

(2) 電気料

- ① 連携医電子案内板等の設置・管理に伴う電気料は、貸付料とは別に船橋市立医療センターが発行する納付書により支払うこと。
- ② 電気料は、連携医電子案内板等のカタログ等の最大消費電力を基に、船橋市立医療センターの実績単価から次のとおり船橋市立医療センターが算出するものとする。
電気料(円未満切捨て) = {電力量料金単価(円/KWh) × (定格消費電力 × 10時間) × 実稼働日数}

12. 応募要件等

(1) 応募要件

① 基本的要件

ア 連携医電子案内板等の設置・運営に意欲ある者であること

イ 国又は地方公共団体と、直近2年間に2ヶ所以上の同種事業の設置・管理・運営の契約実績があること

② 資格制限

次のいずれかに該当する団体等は、応募することはできない。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

イ 法人税及び消費税(地方消費税を含む)を滞納している者

ウ 市内に事務所、事業所等を有する者にあつては市税を滞納している者

エ 船橋市暴力団排除条例(平成24年条例第18号)第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又は同条例第7条に規定する暴力団密接関係者に該当する者

オ 千葉県暴力団排除条例(平成23年条例4号)第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者

なお、入札参加資格確認の際又は、契約後において、船橋市暴力団排除条例(平成24年条例第18号)の施行に伴い、申込者(契約者)が暴力団関係者でないことを船橋警察署又は、船橋東警察署を通じて千葉県警察本部に照会する場合がある。

③ 入札保証金、契約保証金

今回の入札に係る、入札保証金・契約保証金は、免除とする。

ただし、落札業者と決定した者が、正当な理由なく指定する期限までに本契約を締結しない場合には、事業実施期間分の貸付料に対して100分の5に相当する額を違約金として、船橋市立医療センターへ支払うものとする。

(2) 応募申し込み

① 応募申込書等の配付期間及び配付場所（入札公告期間）

配付期間（入札公告期間）	配付場所
令和元年12月10日（火）から 令和元年12月23日（月）まで 船橋市立医療センターのホームページよりダウンロードできます。	窓口配付 船橋市立医療センターC館3階 総務課 TEL047-438-3321（代） ※窓口配付は、外来開院日の午前9時から午後5時まで

② 質疑応答

質問期間	回答方法
令和元年12月10日（火）から 令和元年12月16日（月）午後1時00分まで 質問は、「第1号様式」を使用して、電子メールで問い合わせください。 E-mail: kanri@mmc.funabashi.chiba.jp	船橋市立医療センターのホームページにて回答いたします。 回答期日 令和元年12月18日（水）

③ 参加登録申請

登録申請期間	登録申請の仕方等
令和元年12月19日（木）から 令和元年12月25日（水）まで 簡易書留郵便で、本公募要領6ページ提出書類の①～⑪までの該当する書類を令和元年12月25日（水）必着で右宛郵送ください。（受付は郵送のみとします。）	宛先 簡易書留郵便で、 「〒273-8588 船橋市金杉1-21-1 船橋市立医療センター 総務課」行 で郵送ください。 郵便到着後、書類審査をして、船橋市立医療センターより「入札参加登録決定（否決）通知」を関係書類と共に返送いたします。

④ 入札書提出

提出期間	提出方法
令和2年1月6日（月）から 令和2年1月10日（金）まで	提出は郵送のみで、船橋市立医療センターから送付した「入札書」及び「返信用封筒」を必ず使用して、簡易書留郵便により、令和2年1月10日（金）必着とします。

⑤提出書類

No	提出時期	提出書類	法人	個人
①	参加登録 申請時	入札参加申込書（第2号様式）	○	○
②		誓約書（第3号様式）	○	○
③		委任状（第4号様式）※支店長等に入札及び契約等に関する権限を委任する場合のみ必要	○	○
④		登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）	○	△
⑤		身分証明書（本籍地で発行）	△	○
⑥		印鑑登録証明書（発行日から3ヶ月以内の原本）	○	○
⑦		有価証券報告書又は決算書（直近のもの）	○	△
⑧		確定申告書及び申告決算書（収支明細書・資産負債調べの欄の記載のあるもの）	△	○
⑨		納税証明書（全ての国税で、法人は納税証明書その3の3、個人は納税証明書その3の2を提出）	○	○
⑩		国又は地方公共団体と、直近2年間に2ヶ所以上の同種事業の実績に関する書類（契約書及び仕様書の写し）	○	○
⑪		切手を貼付した返信用封筒（角型2号） 郵便料の不足の無いよう願います。 *入札参加登録決定（否決）通知書を送付します。	○	○
⑫	入札時提出	入札書（第5号様式） ※入札参加登録決定書と共に送付します。	○	○
⑬	落札した時	次の書類を提出して下さい。 ①連携医電子案内板等の仕様、施工管理方法、掲示する広告及び行政案内の構成等、連携医電子案内板等の運用及び広告等の内容に関する事項を記した事業計画書（書式は任意、A4で作成） ②最大消費電力量のわかるもの（カタログ等）	○	○

注意

※No. ①からNo. ⑪までの該当する書類各1部を、令和元年12月19日（木）から令和元年12月25日（水）までに、簡易書留郵便で提出してください。

※委任状を提出した場合は、入札書（第5号様式）を代理人で提出できます。（その他の書類は代理人での提出はできません。）

※提出された、No. ①からNo. ⑪までの書類を審査して、入札参加登録をします。登録決定された事業者には、入札参加登録決定通知書と共に「入札書」と「返信用封筒」を送付いたします。

※提出していただいた書類の訂正はできません。提出書類に漏れ、不備がある場合、又は、資格要件がない事業者は、入札参加登録ができず、入札には参加できません。十分確認の上、提出してください。また、提出した書類は、お返しすることはできませんので、あらかじめご了承ください。

※入札書の提出は、船橋市立医療センターから送付する「入札書」と「返信用封筒」を必ず使用してください。他の物を使用した場合は、失格といたします。また、入札書は、船橋市立医療センターが送

付した「返信用封筒」を使用し、封筒に入れ糊付け封入し、**事業者名**を必ず記入して簡易書留郵便で郵送してください。

入札書に記載する金額は、貸付料の年額です。

入札書及び返信用封筒に記載漏れがあった場合は、失格といたします。

令和2年1月10日（金）必着です。（その後に到着した分は、無効とします。）

※落札が決定された事業者には、No. ⑬の事業計画書等を速やかに提出いただきます。

(3) 設置事業者の決定方法

設置事業者の決定の手順については、次のとおりです。

① 入札書の開札

開札 下記日時及び場所で応募いただいた「入札書」を開札します。

立ち会い 応募者の中から立会人2者をお願いいたします。応募者が1者のみ又は急きょ立ち会いなくなった時には、船橋市立医療センターで設置事業者の決定事務に関係のない職員を立ち会わせて行います。

傍聴 傍聴は自由とします。なお、定刻（午前10時00分）以降の入室はできません。

比較 入札書を開札し、最高金額を提示した者が設置事業者となります。ただし、同価格の応募者が2者以上ある場合は、直ちにくじ引きによって設置事業者を定めます。くじ引きは、船橋市立医療センターで設置事業者の決定事務に関係のない職員が行います。

その他 入札書提出後に書換、引換又は撤回をすることはできません。

入札書の比較日時 令和2年1月15日（水）午前10時00分

会場 船橋市立医療センター301会議室（C館3階）

② 入札結果の通知

入札結果については、応募者に対し速やかに文書をもって通知するとともに、船橋市立医療センターのホームページに掲載します。

③ 入札書の無効

次の各号の一に該当する入札書は無効とします。

ア 参加資格のない者が提出した入札書

イ 同一人が提出した2以上の入札書

ウ 明らかに不正行為によって提出されたと認められる入札書

エ 価格金額の訂正された入札書

オ 記名押印（署名捺印）のない入札書

カ 金額その他記載事項が明らかでない入札書

キ 全ての事項が記載されていない入札書

ク 所定の記載事項以外の事項が記載された入札書

ケ 前各号に掲げるもののほか、応募に関する条件に違反して提出した入札書

～応募から契約等までの流れ～

応募要件等の確認

応募要件を公募要領で確認ください。

質疑応答

質問期間は、令和元年12月10日(火)から令和元年12月16日(月)午後1時00分までとして、質問に対する回答は、令和元年12月18日(水)に船橋市立医療センターのホームページに掲載します。

質問は、E-mail

「kanri@mmc.funabashi.chiba.jp」にてお願いします。

参加登録申請

令和元年12月19日(木)から令和元年12月25日(水)までに、6ページの必要書類を郵送で提出願います。

入札参加登録決定(否決)通知書

船橋市立医療センターから、登録された事業所へは決定通知書と共に「入札書」、「返信用封筒」を送付します。

入札書の提出

船橋市立医療センターから郵送する、「入札書」及び「返信用封筒」を利用して、入札書を封筒に入れ、封筒に所定の裏書きをして、令和2年1月10日(金)(必着)までに簡易書留郵便で郵送してください。

入札書の比較

比較日時は、令和2年1月15日(水)午前10時00分より行います。入札書により、一番高い価格(貸付料の年額)を提示した事業者を決定します。

事業計画書等の提出

設置することが決まった事業者は、設置する連携医電子案内板等の運用及び広告等の内容に関する事項を記した事業計画書等を提出していただきます。

契約・貸付料の支払い

令和2年1月15日(水)付けで船橋市立医療センターと設置事業者は、契約書を取り交わし、設置期限日までに連携医電子案内板等を設置していただきます。
船橋市立医療センターが発行する納入通知書により指定する期日までに、貸付料をお支払いいただきます。

質 問 書

第1号様式

令和 年 月 日

船橋市病院事業管理者あて

船橋市立医療センター連携医検索機能・広告付電子案内板並びに病院広報用モニター等設置運用事業公募要領（以下、「公募要領」という。）の下記の件について質問します。

【質問箇所】

公募要領 ページ

項 目 _____

【質問内容】

住 所 _____

氏名または名称

代表者職氏名 _____

<事務担当者>

所属部署

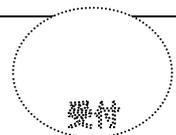
氏 名

電 話

メールアドレス

FAX

受付番号	
------	--



入札参加申込書

第2号様式

令和 年 月 日

船橋市病院事業管理者あて

「船橋市立医療センター連携医検索機能・広告付電子案内板並びに病院広報用モニター等設置運用事業公募要領」の各条項を承知の上、入札参加の申込みをいたします。

<応募者>

住所または所在地
氏名または名称
代表者職氏名

印

印鑑登録している印

<事務担当者>

所属部署
氏 名
電 話
メールアドレス

FAX

※同封する書類について、「法人」または「個人」欄に○印の記入をお願いします。

NO	提出書類	法人	個人
1	入札参加申込書（第2号様式）		
2	誓約書（第3号様式）		
3	委任状（第4号様式） ※支店長等に入札及び契約等に関する権限を委任する場合のみ必要		
4	登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）		
5	身分証明書（本籍地で発行）		
6	印鑑登録証明書（発行日から3ヶ月以内の原本）		
7	有価証券報告書又は決算書（直近のもの）		
8	確定申告書及び申告決算書（収支明細書・資産負債調べの欄の記載のあるもの）		
9	納税証明書（全ての国税で、法人は納税証明書その3の3、個人は納税証明書その3の2を提出）		
10	国又は地方公共団体と、直近2年間に2ヶ所以上の同種事業の実績に関する書類（契約書及び仕様書の写し）		
11	切手を貼付した返信用封筒（角型2号） ※入札参加登録決定（否決）通知書を送付します。		

誓 約 書

令和 年 月 日

船橋市病院事業管理者 あて

住 所

氏名または名称

代表者職氏名 _____ 印

印鑑登録している印

件 名 船橋市立医療センター連携医検索機能・広告付電子案内板並びに
病院広報用モニター等設置運用事業

- 1 上記の入札に対し、連合等により公募の公正を害するような不正行為をしていないことを誓約いたします。
- 2 入札終了後において、連合等の疑いが生じたときは、市のとる措置に従い、一切の異議を申し立てないことを併せて誓約いたします。
- 3 上記入札の応募要件の内容をすべて満たしています。

委任状

令和 年 月 日

船橋市病院事業管理者 あて

住 所

商号又は名称

代表者職氏名 _____ 印

印鑑登録している印

私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。
この場合、次の印鑑を入札及び契約の締結等に使用するものとして届出ます。

住 所

受任者 商号又は名称

職 氏 名 _____ 印

記

委任事項

船橋市立医療センター連携医検索機能・広告付電子案内板並びに病院広報用モニター等
設置運用事業の公募に係る

- (1) 入札に関する一切の権限
- (2) 契約の締結及び契約の履行に関する一切の権限
- (3) 契約代金の支払いに関する一切の権限
- (4) その他前各号に付帯する一切の権限

※ この委任状を提出することにより、上記委任事項については受任者の氏名及び印で行う
こととなります。

記入例

第5号様式

入札書は、封筒に封入し、裏面に応募者名を記入してください。

入札書

年 月 日

船橋市病院事業管理者 あて

件名 船橋市立医療センター連携医検索機能・広告付電子案内板並びに
病院広報用モニター等設置運用事業

金額 (年額)	十億	百万	千	円					
	¥				1	0	0	0	0

(消費税及び地方消費税を含まない金額)

船橋市立医療センター連携医検索機能・広告付電子案内板並びに病院広報用モニター等設置運用事業公募要領の内容を承知の上、貸付料(年額)の入札をします。

貸付料100万円(年額)を記載の場合、実際に支払う貸付料は、消費税相当額を加え110万円となります。

住 所 船橋市〇〇〇1-2-3

氏名または名称 △△△△株式会社

代表者職氏名 代表取締役社長 船橋 太郎

印

印鑑登録している印
又は委任状の印

委任状を提出した場合は、受任者の住所、職氏名と印鑑を押印ください。

第6号様式

入 札 辞 退 届

令和 年 月 日

船橋市病院事業管理者 あて

住 所

氏名または名称

代表者職氏名 _____ 印

印鑑登録している印

件 名 船橋市立医療センター連携医検索機能・広告付電子案内板並びに
病院広報用モニター等設置運用事業

上記について、都合により入札を辞退します。

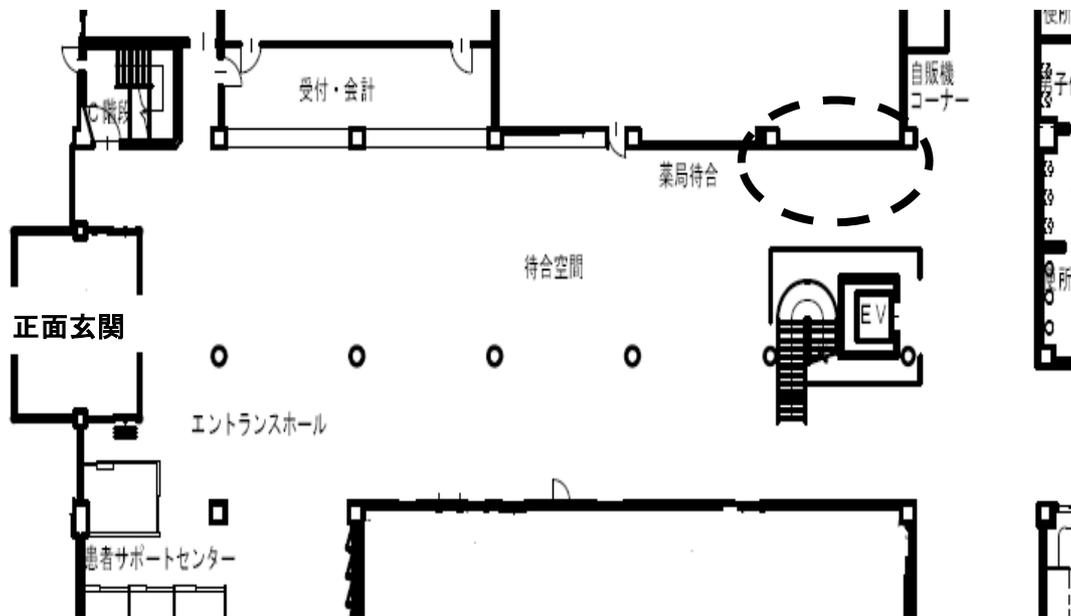
注意 この届は、入札前までに、必ず船橋市立医療センター総務課に直接持参してください。

(別紙)

連携医電子案内板等の設置場所については下図の位置とします。

(破線丸囲い部)

B館1階ロビー (抜粋)



- ※薬局待合の窓口向かって右手側の壁面へ沿う形で設置すること。
- ※既存の設備 (テレビモニター等) に干渉しないよう注意すること。